

令和8年度

第1回

榛東村農業委員会総会議事録

榛東村農業委員会

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前 9時52分)

◎議事録署名委員指名

議長 3、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することとなっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、3番、真下治彦君、4番、飯塚綾子君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には事務局、富澤剛君を指名いたします。

◎議案第1号

議長 4、議題、議案第1号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見についてを議題とします。

事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 着座にて説明をさせていただきます。それでは、議案第1号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見について説明を申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画（案）の意見について、別紙のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の策定を群馬県農業公社へ要請することについて意見を求める。

令和8年4月9日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、小板橋書記から説明をいたします。

議長 それでは、小板橋書記の説明を求めます。

小板橋主任 それでは、農用地利用集積等促進計画について、8件の計画のご説明をいたします。

まず新規の下に米印がついている案件につきましては、旧制度の利用権設定から中間管理契約に移行するものであり、経営面積に変わりはありませんので、よろしくお願いいたします。

それでは1件目の計画です。

農地の所在は榛東村大字長岡字吉岡752番。現況地目、田、面積2,255平米。権利の種類、使用貸借。土地利用目的は水田です。所有者の方は長岡の方で、契約始期は令和8年6月1日から5年間の令和13年5月31日までです。耕作者の方は、長岡の方で、地域計画外の農地となります。

2件目の計画です。

榛東村大字新井字今井17番1、現況地目は畑。面積は1,098平米。権利の種類は使用貸借。利用目的は水田です。所有者の方は山子田の方で、契約始期は令和8年6月1日から5年間の令和13年5月31日までです。耕作者の方は長岡の方で、地域計画外の農地となります。

3件目の計画です。

榛東村大字新井字堀之内124番1外3筆。現況地目、田。面積は計で2,872平米です。権利の種類は使用貸借で、利用目的は水田です。所有者の方は前橋市の方で、契約始期は令和8年6月1日から5年間の令和13年5月31日までです。耕作者の方は長岡の方で、地域計画外の農地となります。

4件目の計画です。

榛東村大字新井字堀之内142番1。現況地目、田。面積、773平米。権利の種類は使用貸借。利用目的は水田です。所有者の方は新井の方で、契約始期は令和8年6月1日から5年間の令和13年5月31日までです。耕作者の方は長岡の方で、地域計画外の農地となります。

5件目の計画です。

榛東村大字新井字下新井3292番2。現況地目、田。面積は938平米です。権利の種類は使用貸借で、利用目的は水田です。所有者の方は長岡の方で、契約始期は令和8年6月1日から5年間の令和13年5月31日までです。耕作者の方は長岡の方で、地域計画内の農地となります。

続いて、6件目の計画です。

榛東村大字新井字桃泉3445番3外5筆。現況地目は畑。面積は計8,317平米です。権利の種類は賃貸借で、利用目的は畑です。所有者の方は東京都の方で、契約始期は令和8年6月1日から5年間の令和13年5月31日までです。耕作者の方は長岡の方で、地域計画外の農地となります。

7件目の計画です。

榛東村大字山子田字申府1803番1外1筆。現況地目は畑。面積は計3,463平米です。権利の種類は使用貸借で、利用目的は畑です。所有者の方は山子田の方で、契約始期は令和8年6月1日から10年間の令和18年5月31日までです。耕作者の方は中之条町

の方で、地域計画外の農地となります。

8件目の計画です。

榛東村大字広馬場字上野3628番4。現況地目、畑。面積は1,983平米です。権利の種類は使用貸借で、利用目的は畑です。所有者の方は長岡の方で、契約始期は令和8年6月1日から5年間の令和13年5月31日までです。耕作者の方は広馬場の方で、地域計画外の農地となります。

最後に、借り手の営農状況についてご説明します。

15ページをご覧ください。

まず、1人目の方ですが、長岡の農地所有適格法人となります。耕作面積は約14町ありまして、主たる経営作目は水稻とソバです。農機具の所有状況につきましては、コンバインを4台、田植機を2台、トラクターを4台、フォークリフトを3台、乾燥機を4台、もみすり機を1台、ネギの選別機が1台となります。

続いて、19ページをご覧ください。

2人目の方が、中之条町の42歳の方となります。農業従事日数は年280日です。耕作面積は約16町で主たる経営作目は長ネギとキャベツです。農機具の所有状況につきましては、トラクターを2台、管理機を2台、ネギ掘り取り機を1台、ネギ根葉切り機を1台となります。

続いて、21ページをご覧ください。

3人目の方が、51歳の方で、農業従事日数は年200日です。耕作面積につきましては、ゼロ平米となっていますが、権利が付いている農地はゼロとなっていますが、今回の計画から権利を付ける手続きをしております。主たる経営作物は白ネギ、ハウレンソウです。主な農機具の所有状況につきましては、トラクターを1台、管理機を1台、ネギ収穫機を1台、軽トラックを2台となります。

説明は以上です。

議長 議案第1号について、事務局の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

推進委員、5番、立見委員。

立見委員 今、言った法人の年齢50歳の方は代表の方の年齢ですか。

議長 事務局。

小坂橋主任 51歳の方が法人の代表の方になっており、主な耕作者になります。

議長 ほかに質疑ございませんか。

農業委員12番、小山伸一君。

小山委員 農業委員、12番、小山です。

ちょっと1点確認したいんですけども、今回の2番の案件で地目が畑で、利用が水稻というような形になっているんですけども、これは権利の移行なので、問題はないと思うんですけども、畑で水稻の利用できる、水が確保できるような状況になっているのでしょうか。その辺を確認したいと思います。

議長 事務局。

小板橋主任 こちらの農地につきましては、引き続き利用している場所になるんですけども、畑かんが通っており、田んぼとしての利用ができるということです。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 質疑なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見については原案のとおり決定することとします。

ここで、小板橋主任の退席を認めます。

(小板橋書記退席)

◎議案第2号

議長 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

議案第2号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号1について説明申し上げます。

議案書22ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案第2号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字新井字大川1280番1。地目は登記簿、現況ともに田。面積は843平米。権利種別は3条無償移転、内容は贈与。譲渡人は新井の方。経営面積は35.7アール。申請事由は、農地の管理ができず困っていたところ、譲受人から申出があったため応じることとしたい。譲受人は新井の方、面積は自作地54.4アール。申請事由は多角的に営農しており、農業経営拡大のため申請地を譲り受け、米作りをしたい。受入れ世帯の稼働人員は4人。

議案書23ページをご覧ください。

議案第2号、番号1に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で議案第2号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号1について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員12番、小山伸一君。

小山委員 12番、農業委員の小山でございます。

ただいまの議案第1号、1番の案件につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。

地元委員として若干補足説明をさせていただきたいと思います。

今回の申請地につきましては、現地調書の2ページ、3ページをお開きねがいたいと思います。

申請地につきましては、新井の信号を南のほうに500メートルほど行ったところの大川食堂北側の道路、村道を東のほうに50メートルほど下ったところの村道の南という形でございます。

西側については、宅地、それから、農地、それと、北側が村道、東側農地、南側は側溝と村道がございます。

今回の申請につきましては、譲渡人が高齢者ということで、なかなか農地の管理ができないということでございます。今回の譲受人は、この道路の北側東に、すぐ近くに、田んぼを所有して、管理も適当というふうに思われますので、今回の無償譲渡というような形の中では地元委員といたしますと許可相当と思われますので、よろしく皆様のご審議のほど、お願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号1は原案のとおり許可相当といたします。

議長 次に、議案第2号、番号2について事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは議案第2号、番号2について説明申し上げます。

議案書22ページ、現地確認調書は4ページからとなります。

議案第2号、番号2、図面番号2。農地の所在は大字新井字下新井3355番1外1筆。地目は登記簿は畑と原野、現況はともに畑。面積は合計で1,146平米。権利種別は3条有償移転、内容は売買。譲渡人は吉岡町の方。経営面積は自作地39.1アール。申請事由は申請地は自宅から距離があり、管理に困っており、隣地に住んでいる譲受人に譲り渡したいと申し出たところ応じてもらえることとなったため譲り渡したい。譲受人は新井の方、経営面積は自作地8アール、申請事由は譲渡人から申請地を譲り渡したいとの申出があったので、譲り受けて野菜作りを行いたい。受入れ世帯の稼働人員は2人。

議案書24ページをご覧ください。

議案第2号、番号2に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、議案第2号、番号2の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号2について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員4番、羽鳥静男君。

羽鳥委員 推進委員4番、羽鳥です。

議案第2号、番号2について、事務局長の説明のとおりですが、地元委員として補足をさせていただきます。

現地は渋川高崎バイパス雛子の信号を北に入り、現在工事中の南新井前橋線の1本北の道路となります。雛子の信号から200メートルぐらい北へ上った、道路からちょっと引っ込んだ場所になります。

申請事由のとおり、耕作者は吉岡町で、所有者は吉岡町、借受人が申請地の隣ということで、今までは雑草の管理はしていたようですが、耕作の跡はありませんが、隣接の借受人が管理するということであれば、問題ない物件かと思いますので、審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当と説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号2は原案のとおり許可といたします。

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見を議題といたします。

議案第3号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号1について説明申し上げます。

議案書25ページ、現地確認調書は7ページからとなります。

議案第3号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字広馬場字八ノ海道1229番1。地目は登記簿、現況ともに田。面積は288平米。権利は所有権移転、売買。譲渡人は広馬場の方、譲受人も広馬場の方です。転用目的は一般住宅用地、施設等は一般住宅106.82平米。転用理由、譲受人は村内のアパートで暮らしており、将来を見据えて村内で土地を探していたところ、適地を見つけることができたため、申請地に住宅を建築したい。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲り渡したい。

備考ですが、用途地域、農地区分は3種農地。

以上で、議案第3号、番号2の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員7番、一倉伸一君。

一倉委員 農業委員7番、一倉です。

ただいま、事務局長より説明がありました。議案第3号の1の申請につきまして、地元委員より補足説明を少しさせていただきます。

場所においては、大川食堂の前の県道を箕郷方面に50メートルぐらい行った十字路の右側になります。付近の状況を申し上げますと、申請地の西と東に宅地、北側は村道が走っております。また、南側には田んぼがありますけども、側溝があり、農地には影響がないと思われます。雑排水においては公共下水、雨水においては、自然浸透を計画しております。

私としましては問題ありませんので、許可相当と思われますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号1は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号1は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号2について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号2について説明申し上げます。

議案書25ページ、現地確認調書は7ページからとなります。

議案第3号、番号2、図面番号2。農地の所在は大字広馬場字八ノ海道1229番4。地目は登記簿、現況ともに田。面積は300平米。権利は所有権移転、売買。譲渡人は広馬場の方、譲受人は前橋市総社町の方、転用目的は宅地分譲用地。施設等は1区画。転用理由、譲受人は前橋市内で不動産業を営んでおり、申請地周辺には住宅が建ち並び、生活環境が整っており需要が見込まれることから、宅地分譲を行いたい。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲り渡したい。

備考ですが、用途地域、農地区分は3種農地。

以上で、議案第3号、番号2の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号2について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員7番、一倉伸一君。

一倉委員 農業委員7番、一倉です。

ただいま、事務局長の説明がありました議案第3号の2の申請につきまして、地元農業委員より、若干ですけど、補足説明させていただきます。

場所、内容等においては、先ほどの番号1と同じになっております。

私としては、問題ありませんので、許可相当と思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号2は原案のとおり許可相当といたします。

次に、議案第3号、番号3について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号3について説明申し上げます。

議案書25ページ、現地確認調書は7ページからとなります。

議案第3号、番号3、図面番号3。農地の所在は大字広馬場字八ノ海道1229番5。地目は登記簿、現況ともに田。面積は135平米。権利は所有権移転、売買。譲渡人は広馬場の方、譲受人は前橋市総社町の方、転用目的は通路用地、施設等はありません。転用事由、譲受人は本申請と併せて申請している一般住宅用地及び宅地分譲用地への通路として利用したい。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲り渡したい。

備考ですが、用途地域、農地区分は3種農地。

以上で、議案第3号、番号3の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号3について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員7番、一倉伸一君。

一倉委員 推進委員7番、一倉です。

ただいま事務局長の説明のありました議案第3号の3の申請につきまして、地元農業委員として若干ですけど補足説明させていただきます。

場所と内容は同じなんですけど、この案件は1番と2番の通路用地になります。私としては問題ないと思いますので、許可相当と思われます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

事務局長。

事務局長 すみません。先ほど、提案、説明のところで、譲受人、前橋市総社町の方と申し上げたんですけど、広馬場の方もおります。

よろしくお願いいたします。

議長 ほかに意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求

めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号3は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号3は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

ここで、全ての議案が審議されましたので、暫時休憩いたします。

開始を10時35分にいたします。10分休憩いたします。

(休憩 午前10時25分)

(再開 午前10時37分)

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午前11時02分)